

学 則

1. 法人・団体の名称	特定非営利活動法人日本自立生活センター自立支援事業所
2. 研修事業の名称	日本自立生活センター自立支援事業所令和 5 年第 1 期重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程及び追加課程）
3. 研修の種類	「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 1 8 年厚生労働省告示第 5 3 8 号）第 1 条第 3 号に定める重度訪問介護従業者養成研修
4. 指定番号	
5. 開講の目的	重度訪問介護従業者として介護を行うための知識及び経験の習得、並びに障害者に対する理解を深める事を目的とする。
6. 研修課程	基礎課程及び追加課程
7. 実施場所	日本自立生活センター自立支援事業所分室及び利用者宅
8. 研修期間	3 日間
9. 研修カリキュラム	①重度の肢体不自由者の地域生活に関する講義（2 時間） ②基礎的介護技術に関する講義（1 時間） ③基本的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションに関する講義(2 時間 30 分) ④外出時の介護技術に関する実習(2 時間 30 分) ⑤基礎的な介護技術についての演習(2 時間 30 分) ⑥コミュニケーションの技術に関する講義(2 時間) ⑦医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義(4 時間) ⑧緊急時の対応及び危険防止に関する講義(1 時間) ① ～⑧会場 日本自立生活センター自立支援事業所分室 ⑨重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習（3 時間） 会場 利用者宅
10. 講師氏名	香田晴子、小泉浩子、藤原久実、廣川淳平、渡邊琢、西田美紀
11. 研修終了の認定方法	全科目受講終了をもって研修修了を認定する。
12. 開講時期	令和 5 年 12 月 2 日 午前 9 時 30 分～19 時 00 分 12 月 16 日 午前 9 時 30 分～18 時 30 分 利用者宅での実習は別に定める日 3 時間
13. 受講資格	地域生活を営む障害のある人の介助を行いたいと思う 15 歳以上の者。また、全日程受講可能な者。

14. 受講定員	10 名
15. 受講手続（応募者多数の場合の対応方法を含む）	当事業所へ直接又は電話で申し込む。 定員 10 名に達し次第締め切る。 特定非営利活動法人日本自立生活センター自立支援事業所 京都市南区東九条松田町 63-6 番 Tel.075-682-7950 担当：図師美登理
16. 受講料及び支払い方法	10,000 円（テキスト代、消費税含む） 受講日当日に現金持参。
17. 補講の方法及び取り扱い	欠席者に対する補講は行わない。
18. 使用テキスト	当事業所作成のテキスト
19. 解約条件及び返金の有無	開講後の中途解約による返金は、理由の如何を問わず認めない。
20. 受講者の個人情報の取り扱い	当研修を受講するに当たり事業所が取得した受講者の個人情報については、当研修を実施するために用い、他に流用したり事業所外へ持ち出す事は一切しない。 なお、修了者は当事業所の管理する修了者名簿に記載される。
21. 研修担当者名及び連絡先	特定非営利活動法人日本自立生活センター自立支援事業所 Tel.075-682-7950 担当：図師美登理
22. 苦情相談担当者名及び連絡先	特定非営利活動法人日本自立生活センター自立支援事業所 Tel.075-682-7950 担当：小泉浩子